

第4回 海津市空家等対策協議会 会議録

開催日時	平成30年2月20日(火) 午前 10時00分開会 午前 11時00分閉会
開催場所	海津市役所 東館 4階 4-1会議室
出席者	<p>委員 松永清彦(会長)、宮脇信幸(副会長)、近藤喜登 安藤美智代、安田忠敬、西脇宣雄</p> <p>アドバイザー 小原浩二、間宮邦治、伊藤健二、吉田一幸、菱田一義</p> <p>事務局 住宅都市計画課 課長 佐野正美、係長 岩田栄子 主査 吉村守男</p>
要旨	<p>会長あいさつ 海津市空家等対策協議会に参加をいただき誠にありがとうございます。空家は個人の財産であるため、対応が難しいところもありますが皆様方にご協議をいただいて良い方向に進めていきたいと思っておりますので、議題についてご審議をよろしくお願いします。</p> <p>海津市空家等対策協議会設置条例に基づいて会長が議長となり議事進行。</p> <p>議題1 海津市空き家等の適正管理に関する条例の制定について(報告) (事務局より説明)</p> <p>議長 何かご意見等ありますでしょうか。</p> <p>アドバイザー1 条例第4条第5項で、「立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」とありますが、もし犯罪を現認した場合は警察への通報はするのでしょうか。</p> <p>事務局 そういった場合は通報します。</p> <p>議長 ほかにご意見等ないでしょうか。</p> <p>事務局 空家等対策計画の中で、「海津市空き家等の適正管理に関する条例(仮称)の</p>

制定」について、(仮称)を削除し、「制定に向けた取り組みを進めます」を「制定していきます」に修正をさせていただきたいと思います。

議長

よろしいでしょうか。

【異議なしの声あり】

議長

異議なしということですので、議題1については審議を終了させていただきます。

議題2 平成29年度空家等実態把握調査(現地調査)について(報告)  
(事務局より説明)

議長

何かご意見等ありますでしょうか。

委員1

492棟の空家候補のうち所有者不明なものはいくつありますか。

事務局

10棟程度と把握しています。

議長

ほかにご意見ないようですので、議題2については審議を終了させていただきます。

議題3 来年度以降の事業計画について  
(事務局より説明)

アドバイザー2

現在、県内で24市町村が空き家バンクを設置しており、かなり古く改修が必要な空き家を掲載している事例もある。また、行政が掲載することからある程度改修不要なものを条件にしている場合もある。全国版空き家・空き地バンクへの掲載は、まず所有者の意向を確認し、掲載可であれば情報提供いただくということになり、掲載に関しては市町村で行うという流れになると思います。

委員2

全国版空き家・空き地バンクへの参加ということですが、空き地も対象とされるのでしょうか。

事務局

将来的には検討していかなくてはならないと思っています。

委員 2

空き家の所有者は市外にみえる場合が多いと思われるので、適正管理の文書と相続登記のチラシを固定資産税の課税通知書に同封して送れないでしょうか。

事務局

ここ2年ほど固定資産税の課税通知書に県の「空き家・すまい総合相談室」の周知等を行っていますので継続していきます。市報については、相続登記や敷地の境界確定も含めて周知・啓発を行いたいと思っています。

委員 1

来年度以降の事業計画については、所有者がわかっていることを前提としているが、所有者不明の危険な空き家についての対応はどうされるのでしょうか。

事務局

現在、所有者不明の危険な空き家について県内で3件略式代執行がされています。

アドバイザー 2

所有者不明の危険な空き家であれば、手続きを踏んで市町村で除却することができる。費用の問題について、対応事例として財産管理制度がありますので、市町村が財産管理人の申し立てを行い、支払いの請求をしていくということになります。県としては、市町村が略式代執行を行った場合、経費の一部を支援しています。

議長

ほかにご意見ないようですので、議題3については審議を終了させていただきます。

その他 適正管理が行われていない空家の対応について  
(事務局より説明)

次回の会議は6月に開催予定。